

糸魚川市ガス事業譲渡及び上下水道事業包括委託事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 糸魚川市におけるガス事業譲渡先及び上下水道事業包括委託の受託事業者を公平かつ適正に選定するため、糸魚川市ガス事業譲渡及び上下水道事業包括委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 前条の規定による事業者の選定に関し、委員会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行い、ガス事業、水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に結果を報告するものとする。

- (1) 募集要項及び審査基準に関する事項
- (2) 提案書の審査及び事業者の選定に関する事項
- (3) その他管理者が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから、管理者が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の規定による市長への報告が完了した日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長

がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、事業者の競争上の地位の保護や提案内容の審査の公平性を確保するため、原則として非公開とする。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の責務)

第8条 委員は、公正かつ公平に職務を遂行しなければならない。

- 2 委員は、委員会の内容又は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、ガス水道局において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。